

出席委員 関口委員長、岸本副委員長
茂内委員、山田委員、山上委員、吉田委員
佐藤（一）議長

欠席委員 なし

説明者 大澤教育長
高橋教育政策課長、黄木専任主幹、尾畑副主幹、山口副主幹、小林主査
小島学校教育課長、押味指導主事、新藤副主幹、石黒副主幹
水越教育施設給食課長、栢沼主査、井上主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第50号 令和2年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第51号 令和2年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第52号 令和2年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第53号 令和2年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第54号 令和2年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和3年9月16日
午前9時00分 開会

【関口委員長】 皆さん、おはようございます。ただいまより決算特別委員会4日目を開会いたします。昨日に引き続き決算特別委員会を行いますけれども、今日は教育委員会最後の審議になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日教育委員会の審議に先立って、昨日の山田委員の消防に対する質疑に対して消防から、若干なんですけれども、訂正がございますので、まず最初に、消防本部からの訂正部分の答弁をいただきたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【関口委員長】 では、そのようにさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、昨日の消防本部からの答弁に対する訂正について、小林消防長、よろしくお願ひいたします。

小林消防長。

【小林消防長】 皆様、おはようございます。大変貴重な時間を使ってしまいまして大変申し訳ございません。昨日の消防本部の決算審査におきまして、山田委員の職員定数に関する質疑に対し、不明確な回答をしてしまいましたので、訂正をお願ひいたします。説明は甲消防総務課長がいたしますので、

よろしく願いいたします。

【関口委員長】 甲課長。

【甲消防総務課長】 消防職員が定数に達しているかの質疑に対しまして、職員条例定数58名に対して61名となり、達していますと答えましたが、決算特別委員会説明参考資料にある61名のうち4名については、職員定数条例第3条第2項により、昨年度1名の退職者と消防学校に入校中の消防吏員3名分を定数外に置くこととしたため、実人数は57名で定数内に収まっております。

以上に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

【関口委員長】 山田委員、よろしいですね。そのような形になりますので。

では、訂正の答弁については以上で終了といたしますので、よろしく願いします。どうもご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより教育委員会の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。教育委員会の審査が当委員会に附議された案件の最終になりますので、よろしく願いしたいと思います。それでは、最初に教育長からの挨拶をお願いいたします。

大澤教育長。

【大澤教育長】 皆さん、おはようございます。委員の皆様には連日のご審査、大変にありがとうございます。この後、いよいよ最後となりましたが、教育委員会所管の教育費の令和2年度決算のご審査をお願いいたします。

さて、令和2年度といえば、コロナ禍の中、3月より3か月間学校が全国的に臨時休校になりました。これは学校教育史上初めてのことであり、学校現場はもちろんのこと、児童生徒や保護者にも大きな不安や負担をかけました。また、私たちもその対応に日々追われました。そのような中で、国では令和2年度から4年間かけて整備を図る予定であったGIGAスクール構想について、令和2年度中に全ての児童生徒に1人1台のタブレット端末を整備する方針を固めました。その対応に教育委員会として予算の確保など町と連携をしっかりと図りながら、また皆様のご理解をいただきながら、令和2年度中に全ての児童生徒に1人1台のタブレット端末を整備することができました。ある意味令和2年度は教育委員会にとってまさに激動の1年ではなかったのかなと思っております。

これから教育委員会所管の教育費の令和2年度決算のご審査をお願いするわけですが、予算科目の1項の教育総務費、2項の小学校費、3項の中学校費については、教育委員会3課で所管し、4項社会教育費及び5項保健体育費は、教育政策課と教育施設給食課でそれぞれ所管しており、同一科目の中に所管課が混在しております。したがって、説明については高橋教育政策課長が一括して行い、質疑については出席しております職員で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、本日は内田教育次長が都合により欠席していますので、教育次長に代わり私が出席させていただきますので、よろしく願いいたします。

【関口委員長】 それでは、これから教育委員会の審議に入ってまいりたいと思います。よろしくお

願いたいと思います。教育委員会の審議につきましては、副委員長のほうで仕切っていただきますので、よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 おはようございます。本日の教育委員会の進行をさせていただきます。改めまして岸本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、教育委員会教育政策課、学校教育課、教育施設給食課の審査に入ります。執行部からの説明を求めます。

高橋課長。

【高橋教育政策課長】 それでは、教育政策課、学校教育課、そして教育施設給食課所管の令和2年度決算についてご説明申し上げます。説明に当たりましては、決算書のほかにタブレットの010教育政策課、学校教育課、教育施設給食課決算特別委員会説明資料に基づいてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。なお、この説明資料は、教育委員会全3課を合わせたものとなっており、担当課名を各ページの右上の括弧内に記載しております。括弧の記載がないページについては、複数の所管課が混在するところがございます。また、学校教育課については、組織の見直しに伴い一部事業費が説明資料の備考欄に記載の所管課のとおり変更となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書は97ページから100ページ、10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費からご説明いたします。タブレットの説明資料の72分の2ページをご覧ください。教育委員会関係事務経費については、教育委員会の運営等に係る経費で、教育委員会委員4人の報酬、委員の出張旅費、各種行事、大会などへの交際費のほか、負担金補助及び交付金は、県市町村教育委員会連合会への負担金です。なお、執行残については、備考欄に記載のとおりでございます。こちらは特定財源はなく、全額一般財源でございます。

なお、この後、教育委員会所管の約70事業についてご説明させていただく予定でございます。説明はできるだけ簡潔にしたいと思っておりますので、特定財源がなく全額一般財源の事業については、大変恐縮ですが、財源の説明を省略させていただければと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続いて、3ページをご覧ください。表彰関係経費については、教育委員会表彰等に係る経費です。多年にわたり教育の振興や発展に貢献、または競技会などで優秀な成績を修められた個人や団体に対し毎年表彰を行っているものであり、令和2年度はコロナ禍により表彰式は開催しておりませんが、5名の方を表彰いたしました。また、執行残については備考欄に記載のとおりでございます。

次に、2目事務局費に移ります。資料は4ページをご覧ください。職員給与費は、教育長及び教育次長と社会教育担当を除く教育総務課職員の計5名と学校教育課職員の10名、そして教育施設給食課職員の9名の人件費でございます。

続いて、下段の表をご覧ください。本経費の特定財源でございますが、歳入番号1、市町村移譲事務交付金については財政課でまとめてご説明したものととなりますが、1万7,000円を給料に充当してございます。

次に、5ページ、事務局経費については、教育総務課の事務経費でございます。教育長及び教育総務課総務担当職員の旅費、参考資料購入等の消耗品費、県町村教育長会、湘南地区高等学校定時制教育振興会等の負担金でございます。執行残については備考欄に記載のとおりでございます。

次に、6ページの義務教育施設整備事業基金積立金については、義務教育施設を整備する際の資金とするための基金でございます。令和2年度は当該基金の定期預金利子のみを積み立てております。

下段の表をご覧ください。本積立金の特定財源でございます。歳入番号1、決算書は41、42ページの下段、1節利子及び配当金のうち義務教育施設整備事業基金利子197円を全額積立金に充当しております。

次に、資料の7ページ、奨学金基金繰出金でございますが、こちらは同基金の預金利子を繰出金として基金に積み立てるものでございます。

下段の表をご覧くださいまして、本繰出金の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は41、42ページの下段、1節利子及び配当金のうち奨学金基金利子1,439円を全額繰出金に充当しております。奨学金につきましては、経済的理由により高等学校等への就学が困難な方に貸与することで就学を奨励してございます。令和2年度については1名の方に貸与し、令和2年度中の返還対象者については14名でございました。

次に、資料の8ページをご覧ください。こちらは学校教育課所管の事務局経費でございます。主な内容といたしましては、寒川小学校学校運営協議会委員12名分の報酬、学校読書指導員4名分の報酬、期末勤勉手当、労働保険料、職員の出張旅費、校外学習等に係る保険料や学校に配置した会計年度任用職員18名の健康診断委託料などでございます。なお、執行残については備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料9ページ、学校保健関係経費については、各種委員や就学时健診に係る医師への謝礼のほか新型コロナウイルス感染症対策の消耗品費や学校保健に関わる委託料、地区学校保健会等の負担金などとなっております。執行残については記載のとおりでございます。

続いて、下段の表をご覧くださいまして、特定財源でございますけれども、歳入番号1、決算書は35、36ページの下段、1節小学校費補助金にございます学校保健特別対策事業費補助金944万3,000円のうち9万6,000円を、また歳入番号2、決算書同じく35、36ページになりますけれども、2節中学校費補助金にございます学校保健特別対策事業費補助金471万円のうち4,000円を合計した10万円を新型コロナウイルス感染症対策消耗品の購入費に充当しております。補助率については2分の1でございます。

歳入番号3のまちづくり基金繰入金につきましては、財政課でまとめてご説明したものととなりますけれども、8万7,000円を歯科健診用備品購入費としてLED照明灯の購入費に充てております。

次に、資料の10ページ、教職員人事管理経費でございますが、使用料及び賃借料は、遠足等で引率する教員が利用する施設に入場するための入場料で、執行残については記載のとおりでございます。負担金補助及び交付金は、学校現場における衛生推進者養成講習会の受講料や防火責任者養成講習の受講料を計上してございましたが、新型コロナウイルス感染症感染防止のため講習会が中止となり、全額執行残となっております。

資料の11ページ、教職員福利厚生経費については、小・中学校に勤務する県費負担教職員の福利厚生事業を湘南教職員福利厚生会に委託して実施した経費でございます。

12ページの教職員健康管理経費につきましては、同じく県費負担教職員の健康診断を委託して行った経費でありまして、執行残については記載のとおりでございます。

続いて、資料の13ページ、児童防犯対策推進事業費については、不審者による被害から子どもたちを守るために令和3年度入学の小学校1年生に貸与する防犯ブザーの購入費でございます。

次に、資料の14ページをご覧ください。こちらは教育施設給食課所管の事務局経費でございまして、教育施設給食課における施設関係の会議出席等の旅費を計上しておりましたが、緊急事態宣言等で会議等が中止、リモート開催となったため全額執行残となったものでございます。

続いて、15ページをご覧ください。こちらは文教施設維持管理検討事業費でございまして、学校施設の維持管理手法を先導的に検討するため文部科学省のモデル事業として受託し、実施したものでございます。町内外の有識者、関係者を委員として、老朽化が進む学校施設の維持管理手法を検討し、民間への包括委託がふさわしいという検討結果を得ております。支出内容といたしましては、委員の報酬、旅費などの委員会の運営経費のほか成果図書、印刷製本費などの需用費やコンサルティングの委託料などでございます。執行残については記載のとおりでございます。

下段の表に参りまして、本事業の特定財源でございしますが、歳入番号1、決算書は37、38ページの中ほど、1節教育総務費委託金の文教施設における先導的開発事業委託金427万979円は、その全額を全ての事業費に100%充当しております。

次に、3目教育研究室費に移りまして、決算書は97から100ページでございます。資料については16ページをご覧ください。調査研究事務経費については、教育活動のための資料、情報を提供すべく教材DVDや教育関係図書を収集し、町の教育研究会や学校への貸出しをいたしました。また、インターネットを活用して教育情報の収集や県立教育センターなどとの情報交換を行った経費でございます。

続いて、資料の17ページ、教育研究室事務経費でございしますが、3年に一度改定している社会科資料集を作成したほか、神奈川県教育研究所連盟の負担金、教育研究室で使用するコピー機やビデオプロジェクタの借上料でございます。なお、執行残については記載のとおりでございます。

次に、資料の18ページ、英語指導助手活用事業費につきましては、中学校における英語教育及び小学校での外国語活動の充実を図るために英語指導助手4名を雇用した経費でございます。

続いて、資料の19ページ、教職員の資質向上事業費については、若手教員を中心に指導方法に関する支援、助言を行うため学校に教育フロンティア専門指導員2名を配置するための報酬などのほか、研究冊子を作成するための用紙代、茅ヶ崎・寒川地区の小学校と中学校の教育研究会や地区校長会等への交付金、分担金を支出し、教職員の研究や子どもたちの文化活動を支援いたしました。また、教育研究室の主催事業として教育研究会という組織を設け、小・中学校の教員から研究員を募り、様々な教育問題について1年間研究を行い、その研究成果を発表することより各校へ成果を還元しております。なお、執行残については記載のとおりでございます。

続いて、下段の表をご覧ください。特定財源の関係でございしますが、歳入番号1、決算書は41、42ページの中ほど、2節教育研究費委託金のかながわ学びづくり推進地域研究事業委託金46万1,000円は県からの委託金で、さむかわ学びっ子育成事業公開研究会や講演会の講師謝礼に充てております。なお、補助率については10分の10でございます。

次に、資料の20ページ、教育相談事業費については、教育研究室における相談としまして、指導主事による日常的な教育相談のほか臨床心理士2名による教育相談を実施いたしました。さらに訪問相談指

導員1名、大学生のメンタルフレンド2名、巡回相談員1名を配置し、訪問相談などに当たるとともに、相談指導教室において定期的に相談を実施いたしました。主な支出については、相談員等への謝礼や相談指導教室の運営に関わる費用でございます。

次に、資料の21ページ、ネットパトロール事業費につきましては、平成26年度からスタートさせたネットパトロール事業の経費でございます。インターネット上に存在する学校、非公式サイト等を検索、監視し、町教委がその報告を受け、各学校にその内容を伝えるとともに、ケースに応じた対策を講じたところでございます。

以上で、1項教育総務費の説明を終わります。

ここで一旦ご説明を区切らせていただきまして、これまでの内容につきまして、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【岸本副委員長】 ただいままでの説明の中での質疑をお受けいたします。令和2年度の事業なので、今年度については質問は控えていただきまして、しっかりと精査した中で質疑をお願いいたします。質疑のある方がいらっしゃれば、挙手にてお願いいたします。

吉田委員。

【吉田委員】 それでは、まず、3点お伺いいたします。まず72分の15ページ、資料です。文教施設管理検討事業費、こちらの中で、先ほどご説明の中で包括委託がふさわしいというような見解が示されたというご意見がありましたけれども、ここの説明をもう少しいただきたい、というのは、施設の維持管理の在り方等令和2年度でいろいろと考えるところもあったでしょうから、所感というのではないですけれども、見えてきたところ、考えたところがあったらお伺いさせていただきたいと思えます。

2点目、72分の19ページ、職員の資質向上にかかるところですが、教育の形がいろいろ変わったところで、いろいろとGIGAスクールが始まってきたりだとか、どんな検討がされたのか、またその変わりゆく教育体制の中で、教員側に求められる技術、そういったものが必要になることは分かっていたことでしょうか、ここでどういった検討がされたのかをお伺いさせていただきます。

最後、3点目、これは72分の21ページ、ネットパトロール事業でございます。子どもがネットワーク環境に接する機会が増えましたので、最近ではニュースで痛ましい事件も散見されるところでございますから、ネットパトロールは非常に強化していただきたいですし、また、そういったところに着目した中で、どういった活動が図られたのか。

以上、3点、よろしく申し上げます。

【岸本副委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 質問の1つ目の包括的文教施設の維持管理検討事業費についてのご質問ですけれども、まずは検討の内容をもう少し詳しくというところございまして、こちらについては、現在町の文教施設の維持管理、学校の維持管理の抱えている課題、特に予防的修繕ができていないとか、知見が不足している、そういったところをどうやって補って、よりよい安全で安心な学校にしていくかというところについて、委員の皆さんに知恵をお出しいただいて、10個ほどのパターンを作りまして、このまま直営を続ける、はたまたPFIを導入する、そういったところを検討いたしまして、その中でそれぞれ長所、短所がございます。それらを総合的に検討した上で、民間事業者に包括的に委託して、

管理をお願いしていくことがふさわしいというのが、この検討事業の結果として出ております。

こちらについては、実現性、ソフト面、ハード面の各種視点から比較検討した内容となっております。メリットとしましては、自治体の中、町においては人員減によるコスト縮減などできるだろうと、また将来的には小・中学校施設だけでなく庁舎や公民館など、多様な施設についてもこの手法が導入できるのではないかとこのような結論をいただいています。

また、そこについて実施に向けてということで、この策定中にコロナの状況も出てきておりまして、まずは確かにここの検討結果をすぐに適用したいところだけでも、スモールスタート、規模を縮小してできるところはやっていったらいいかというようなところもこの検討結果で出ております。こちらについては、先ほど財源のところでもありましたけれども、10分の10の委託でございますけれども、町負担はなかったものですが、この検討結果を検討だけで終わらせることなく、今後の事業に適用というか、当てはめて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

【岸本副委員長】 小島課長。

【小島学校教育課長】 それでは、まず2点目、教員の資質向上に関してどのような取組をしてきたかということに関しまして答えさせていただきます。昨今学習指導要領が変わりまして、その中では主体的、対話的で深い学び、そこを推し進めるということが強く打ち出されてきております。そうした中では、従来の授業のスタイルを変えていかなければいけないということの中では、まず一番主眼として置いたところは、授業改善を進めていくということに主眼を置いております。教職員の校内研究を中心にして外部講師を招きながら授業改善、そして子どもたちの主体的で対話的で深い学びに取り組めるような研修を深めてまいりました。また、先ほど教育長のご挨拶にもありましたように、令和2年度はGIGAスクール構想が駆け足的に導入されました。その中では昨年度末から使えるように配備もしてまいりましたが、その中では教員がタブレットを使えるようになっていくという意味でのタブレットの使い方の研修であるとか、また各校のICT担当者に集まっていただき、その中で寒川町としてタブレット端末をいかに活用していくかというところの研修を深めております。各校のICT担当者、主に教頭先生に努めていただいておりますが、そこから各校に広めていただき、教職員が活用を深めていくというふうに取り組んでまいりました。

以上です。

【岸本副委員長】 黄木専任主幹。

【黄木専任主幹】 3点目のネットパトロールについてでございます。これについては、子どもたちの健全な育成ために、SNSを通じた問題発生、事件等に巻き込まれるということも含めまして、そういった防止を目的としておるところでございます。昨年度については、数としては69.数%ということで、減少傾向にあるところでございます。そういう中で、SNSの内訳としては、今インスタグラムがほぼ占めておりまして、その部分で実際にほとんどが子どもたちが自分の実際の日常生活の思い出等を写真に載せるというようなことが多く、そういった部分で氏名、そういったところが特定されるというような危険性があります。そういう部分がほぼ多数を占めております。また、一部喫煙、飲酒が疑われるような問題行動の部分も見られますので、そういった情報を各月ごとに各学校に結果を随時お知

らせしておるところです。また、定期的に生徒指導担当の教員を集めまして、そこで特に先ほどの氏名をさらしてしまうといった部分での指導を各学校で強化するようといった部分も取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

【岸本副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 ありがとうございます。1点目の文教施設維持管理検討事業費を今ご説明いただきました。内容の是非とかを話してしまうと決算ではなくなってしまうので、そういったことが図られた結果が得られた検討事業だったよということで理解しておきますので、この場ではこれ以上言いませんけれども、ぜひ得られた内容をよくご精査していただいて、今後に反映させていただきたいなと思います。この場では結構です。

2点目、資質向上のところ、タブレット教育のところ、ご説明いただきました。タブレット研修のところ、教員向けをやってくさっているということで、ひとまず安心はしましたが、教頭先生が担当ということでございます。ちゃんと時代を見て、不備があったでしょうとは言いませんから、適切な対応ができるような体制を整えていただきたい、逆に不備が、不備がという言葉を使っちゃうとあれですから、足りないなと思ったら、ぜひその都度新しいやり方なり、新しい人を用意するなり、そういった検討を常に行っていたいただきたいなと思います。ここでタブレットがうまく使えるか使えないかで本当に学びの機会もレベルも変わってきてしまいますから、ここは各自自治体間努力が試されるころだと思しますので、ぜひここは我々議員もちゃんと話させていただきますし、果敢な挑戦というんじゃないですけども、研究を行っていただきたいと思えます。それは要望で結構です。もし感想等がございましたらお願いします。

3点目、ネットパトロールの件でございます。インスタグラムが主流ということで、子どもたちに対する教育、それは課が変わってしまいますから、あれだと思いますけれども、教員への指導というか、ネットの状況を話す、またその危険を話すということは、本当に大事、よく分かってもらわないと本当に危険なことになってしまうと思えますから、いろんな事業が連携しちゃうので、これはネットパトロールで得たことを今度教師の皆さんが生徒に伝える、またこの科目とずれてしまいますから、あまりそこについて深くは言いませんけれども、いろいろなところで連携して、適切な予算計上に努めていただきたいですし、この決算の中でつけた予算で、そういった目的が適切に図られたのか、例えばネット環境に接する子どもが増えたので、ネットパトロールで見回るのがきつくなってきたとか、そういう状態が存在していないかというところだけ最後に確認をさせていただきたいと思えます。最初は別に結構です、2点目、3点目あればお願いします。

【岸本副委員長】 教職員の資質向上とネットパトロールについて何かあればお願いいたします。

小島課長。

【小島学校教育課長】 それでは、2点目のタブレット端末に関してなんですけども、昨年度末から使えるようになりまして、本当に様々なところの関心が高いことは肌身に感じているところです。その中で積極的に活用している学校や教職員というのが生まれてきておりまして、今年度に至っては、かなり活用度が高まっているというところがあります。ただ、委員のご指摘のように、これからそれをどの

ように活用していくのか、それを使えるようになるということだけではなく、いかに授業の中でそのツールとして生かしていくのか、これがやはり大切かと思っております。

そこで、適切に使えるようになっていくためには、お互いの情報交換であるとか、スキルアップといったところは必要となりますので、そこに関しましては今後も研修等を踏まえたり、あるいは各校の情報交換、いいものはどんどん採り入れていくことをしながら、活用をより積極的にしていきたいと思っております。

以上です。

【岸本副委員長】 黄木専任主幹。

【黄木専任主幹】 ネットパトロールの結果の活用というところでございましたが、こういったSNSを利用する状況というのは、近年既に増加傾向にあるというところで、学校や、また委員会としてもそこについては力を入れようというところで意識を非常に高く持っているところでございます。また、この結果について、学校では道徳ですとか、また学級活動、また長期休業前の終業式の部分での全体の指導というところを強化しているところでございますし、また個別の案件については、個別の生徒指導で適切に対応しているというところですが、増加傾向にあるというところですが、昨年度については、件数的にはその前の年よりも、69.1%ということで、減少傾向にありましたが、今後もタブレット端末とかの利用もございますので、そういった部分では増加がまたさらに発展する場合がありますので、現場として、また教育委員会としても、ネットパトロールが現状で追いつかなくなるというのは特には感じてはおりませんが、今後そういった状況が生まれる部分については、また注視していきたいなと思っております。

以上でございます。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 よろしくお伺いいたします。令和2年度のコンピュータ活動事業についてお伺いいたします。令和2年の予算の中において、タブレットを各生徒1人に1つずつにお配りするという準備などをなされたと思いますけども、この予算の中で、また先ほどもお話が出ましたが、先生方の資質向上などもあります、実際にカリキュラムの立て方とか、そういうことの準備はなされたのでしょうか。

【岸本副委員長】 小島課長。

【小島学校教育課長】 すみません、まだ……。

【岸本副委員長】 茂内委員、まだその説明はないので、また次に出ますので。今回3つに分かれているので、申し訳ございません。後ほどお伺いいたします。大丈夫です。ほかの質問であれば、他にございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、20ページの教育相談事業費に関してお伺いしたいと思います。指導主事、心理士相談員、巡回相談員、訪問相談指導員等々様々な方が相談に携わっているかと思えます。そういった中で、困り事、制度の理解、それと助言等々に関しては、まず相談から始めて、そこで解決に持っていくというところが何事も必要、重要なことだと思っております。

そういった中で、このコロナ禍の中で各種相談件数が増えたのか減ったのか、またその相談全てに対応ができたのかどうか、それと先ほど教育長の話もありましたとおり、休校になったというところがありますので、その後に不登校に関する相談がどのくらいあったのか、また人数はどのくらいあったのかというところをお伺いしたいと思います。

【岸本副委員長】 小島課長。

【小島学校教育課長】 それでは、教育相談に関するご質問にお答えさせていただきます。昨年度令和2年度の教育委員会として集計しております教育相談の件数は、総合計トータルで3,340件となっております。この数自体は、特別にコロナの関係とかがあったということで、令和2年度増えているとは感じておりません。例年大体3,000件のところで推移してきております。その中でも特に内訳としましては、相談指導教室、特に不登校のお子さんが通っている相談指導教室の相談件数がやはり一番多く2,337件となっております。それからあと、教育研究室におります、先ほどお話にありました臨床心理士や訪問相談員、学生相談員、巡回相談員等が受けた相談の件数は557件、そのほか教育研究室に常駐しております指導主事が相談を受けた件数が446件となっております。

これらの数に関しまして、ご質問にありました、困り事があって相談にいらした方々とつなげられたのかというお話につきましては、つながることは必ずいたしております。連絡をいただいて電話での相談を受けることもあれば、来所していただいて相談していただくこと、そしてまたそれが継続されて何度も相談にいらっしゃるご家庭やお子さん、保護者の方もいらっしゃいます。ですので、先ほど申し上げた数字は、最初にお断りすればよかったのですが、全体の延べ人数ということで非常に数が多いんだなとびっくりされたかとは思いますが、繰り返している方もいらっしゃいますので、そのところはそうにお含みおきいただければと思います。

不登校に関しましては、例年に比べて増えているということは特にありませんでした。若干コロナの関係もありまして、その後小学生で若干学校をお休みするお子さんがいらっしゃいました。そうしたところは見えましたけども、不登校に関しての相談が特別に増えたということはありませんでした。コロナの関係、それからあと臨時休業等もあったりして、日常にはない状態がある中では、心の面で不安定なところが見えたかなとは思いますが、それぞれ不登校の児童生徒に対しましては、学校が本当にきめ細やかに対応する、電話連絡を入れたりとか、家庭訪問をしたりとかということをしながらかつてきておりますので、完全に不登校がなくなっているわけではないですし、その要因というのは様々にはなりますけども、必ずつながるようには教育相談として行っております。

以上です。

【岸本副委員長】 山上委員。

【山上委員】 ありがとうございます。丁寧に不登校等にはきめ細やかな対応をいただいていると伺いましたので、安心しました。

それで、相談支援の関係を知らしめる、アピールする方法というのは、どのようなことをされましたでしょうか。

【岸本副委員長】 小島課長。

【小島学校教育課長】 まず、教育研究室で行っている教育相談事業ということで、町のホームペー

ジを通して町民へお伝えしている部分、それから、学校からプリントで配布していただく部分で紹介させていただいている部分、それからあとは、お電話等で問われたときに学校教育課や教育研究室が中心となってお伝えしている部分、そうしたことで相談のあった方々に対応するように努めておりますし、また、そうした相談機関があることを知っていただくようにしております。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 では、ここまでの質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

【岸本副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続きの説明を求めます。

高橋課長。

【高橋教育政策課長】 それでは、引き続きまして、決算書の99ページから102ページ、2項小学校費に移りまして、1目学校管理費からご説明いたします。資料は22ページ、小学校運営経費をご覧ください。こちらは小学校5校の運営に必要な事務を行うための経費で、報酬と職員手当等は会計年度任用職員である学校事務補佐員5名、学校用務補佐員5名の計10名の報酬及び期末勤勉手当でございます。共済費及び旅費につきましては、この会計年度任用職員の労働保険料及び社会保険料、通勤手当でございます。需用費の消耗品費は、学校用務補佐員の作業用の革手袋を、被服費は、長靴を購入したものでございます。役務費は、5小学校の電話料でございます。委託料については、学校事務補佐員4名の健康診断を委託して実施した費用となっております。使用料及び賃借料は、5小学校の電話機のリース料でございます。なお、執行残については記載のとおりでございます。

次に、23ページ、小学校維持管理経費でございますが、児童が安全安心かつ快適に学校生活を送れるよう小学校施設の維持管理を行うための経費でございます。需用費の消耗品費は、維持管理用の部品などでございます。光熱水費は、小学校5校分の電気料と上下水道料でございます。学校ごとの内訳につきましては、資料の一番最後の72ページに令和2年度の小・中学校別光熱水費の状況としておつけしてございますので、ご参照いただければと存じます。修繕料につきましては、南小学校外壁タイル修繕、各校トイレ洋式化修繕、南小学校給水管修繕、旭小学校外壁修繕などの修繕を実施したもので、計27件の修繕をいたしました。

次に、役務費は、学校の浄化槽の清掃、点検審査手数料や水道水質検査手数料、小学校校舎等の保険である建物災害共済分担金でございます。委託料は、トイレ清掃、学校警備、エレベーターの保守点検、自家用電気工作物保守業務、及び緊急修繕に迅速に対応するための施設維持補修作業などを委託して実施した費用でございます。使用料及び賃借料は、寒川小学校にある学校用地の借上料と寒川小学校及び一之宮小学校の給食用エレベーター機器のリース料でございます。執行残については記載のとおりでございます。

続いて、下段の表をご覧ください。特定財源でございますが、まず歳入番号1、まちづくり基金繰入金については、837万1,000円をトイレ洋式化修繕料に充ててございます。歳入番号2、決算書は47、48

ページ中ほどの7節教育費雑入の学校直結助成金431万2,000円を南小学校水道修繕に充てております。歳入番号3、決算書は歳入番号2と同じ節の建物災害共済金15万9,290円のうち15万7,300円を修繕料に充てており、残りの1,990円につきましては、過年度分として一般財源としております。

次に、資料の24ページ、小学校用地購入事業費については、学校用地の中に一部存在する借用地について、順次用地購入を進めることにより学校運営の安定化を図るための事業費でございます。令和2年度事業については、寒川小学校用地として2筆2,888.06平米の買取りをし、需用費については、印紙代、役務費については、不動産鑑定料、公有財産購入費については、土地代金でございます。なお、執行残については記載のとおりでございます。

続いて、下段の表をご覧くださいまして、本事業の特定財源でございますが、歳入番号1、寒川小学校借用地購入事業債については、財政課でご説明のとおり、2億8,950万円を全額公有財産購入費に充当しております。

続いて、資料の25ページ、健康管理費については、児童の健康管理に係る経費でございます。主な内容は、学校医、薬剤師への報酬のほか、新型コロナウイルス感染症対策の消耗品費、教室等の環境衛生や児童の定期健康診断に係る検査委託料等でございます。なお、児童を緊急に病院等に搬送するための自動車借上料もこちらから支出しております。執行残については記載のとおりでございます。

続いて、本経費の特定財源でございますけれども、歳入番号1、決算書は35、36ページの下段、1節小学校費補助金にございます学校保健特別対策事業費補助金944万3,000円のうち、34万7,000円を保健室用新型コロナウイルス感染症対策消耗品の購入費に充当しております。補助率については2分の1でございます。歳入番号2、まちづくり基金繰入金については、4万2,000円を保健室用備品購入費として冷蔵庫の購入費に充てております。

次に、資料の26ページ、特別支援教育推進事業費については、特別支援学級に教育活動を補助するため13名の補助員を配置するとともに、ふれあい教育支援員を7名配置し、支援を要する児童への支援を行いました。主な支出といたしましては、特別支援学級補助員及びふれあい教育支援員の報酬や期末勤勉手当、労働保険料、通勤手当のほか特別支援学級の授業用消耗品費、使用料及び賃借料は、可搬型昇降機の借上料、備品購入費は、特別支援学級用備品の購入費、負担金補助及び交付金は、可搬型昇降機講習会負担金でございます。執行残については記載のとおりでございます。

続いて、本経費の特定財源でございますが、歳入番号1、まちづくり基金繰入金については、17万4,000円を特別支援学級用備品購入費としてボウリングセットやマット等の購入費に充てております。

次に、27ページの小学校管理運営経費については、学校設備、備品の維持管理に係る経費でございます。主な内容は、報償費は、卒業記念品の証書ホルダーの購入費、消耗品費は、衛生用品や事務用品、印刷機関連の消耗品の購入費、燃料費につきましては、ストーブ用の灯油などの購入、また印刷製本費は、卒業証書の印刷代、光熱水費は、プロパンガス及び都市ガス代、役務費については、教室用カーテンのクリーニング代、委託料については、ごみの収集運搬費等ございまして、使用料及び賃借料は、印刷機やコピー機等の借上料などでございます。執行残については記載のとおりでございます。

続いて、特定財源の関係でございますが、歳入番号1、株式配当金については、80万5,000円を児童の机、椅子の購入費に充てております。歳入番号2、まちづくり基金繰入金については、35万2,000円

を備品購入費として裁断機2台の購入に充てております。

続いて、資料28ページ、教育コンピュータ活用事業費でございますけれども、各校にパソコン教室用、特別支援学級用、公務用のパソコン、プリンタ、サーバー、プロジェクタ、実物投影機及びプログラミング学習教材を配備しております。パソコンの配備台数については、職員室に小学校5校で148台、パソコン教室に各校43台ずつの合計215台、特別支援学級用として各校1台ずつとなっております。各小学校では各学年でコンピュータ教室を利用した授業を行い、児童の発達段階に応じた指導内容に取り組んでいるところでございます。具体的にはマウスやキーボードの使い方からインターネットによる資料集め、デジタルカメラの使い方などについて児童に指導し、コンピュータに慣れ親しませるとともに、情報活用能力の育成を図っております。令和2年度においては、GIGAスクール構想の実現に向けた校内LAN整備、電源工事に伴う設計委託料及び工事請負費、全児童及び教職員用のタブレット端末機購入と充電保管庫の購入をいたしました。なお、執行残については記載のとおりでございます。

続いて、本事業費の特定財源でございますが、まず歳入番号1、決算書は35、36ページの下段、1節小学校費補助金にございます公立学校情報機器整備費補助金7,125万9,960円は、GIGAスクール構想による児童1人1台端末に対する補助で、補助率は3人に対し2台分とし、1台当たり4万5,000円が上限でございます。また、タブレット端末機持ち帰りに対応するためのWi-Fiルーターの購入費に充当しており、補助率は1台当たり1万円が上限でございます。

次に、歳入番号2、決算書は同じく35、36ページの下段、1節小学校費補助金にございます公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金3,082万8,000円も、GIGAスクール構想による校内LAN整備電源工事に伴う工事請負費に充当し、補助率については2分の1以内でございます。

次に、歳入番号3、新型コロナウイルス感染症対策地方臨時交付金につきましては、財政課でまとめてご説明したものととなりますが、3,360万円を児童用タブレット端末機の購入費に充当しております。

次に、歳入番号4、教育コンピュータ活用事業債については、こちらも財政課で説明のとおり、6,600万円をGIGAスクール構想による校内LAN整備、電源工事に伴う工事請負費に充当しております。

続いて、資料の29ページ、小学校施設改修事業費でございますが、児童の安全安心、快適な学校生活のため必要な改修工事等を行うものでございます。工事請負費につきましては、旭小学校消火配管更新工事に関するものでございます。

続いて、資料の30ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございますが、感染症対策のためのマスクや消毒液等の購入、臨時休業から学校が段階的に再開するための感染症対策として、体温計やペダル式ごみ箱等の購入のほか、夏季休業短縮に伴う熱中症対策のための消耗品として、熱中症計、扇風機等の購入をいたしました。また、備品としてはスポットクーラー、体育館用扇風機、テントやソファベッド等を購入いたしました。なお、国の第3次補正予算を活用し、学校の教育活動継続に際して、密閉、密集、密接を回避し、児童、教職員等の感染症対策に必要となる消耗品等の購入、及び子どもたちの学びの保障としての学習環境整備に係るプロジェクタ等の備品購入につきましては、翌年度に繰り越したものでございます。

続いて、本事業の特定財源でございますが、まず歳入番号1、決算書は35、36ページの下段、1節小

学校費補助金にございます学校保健特別対策事業費補助金944万3,000円のうち、859万3,000円を新型コロナウイルス感染症対策消耗品及び備品購入費に充当しております。補助率については、2分の1でございます。

次に、2目教育振興費に移ります。資料は31ページ、就学援助等事業費でございますが、内訳といたしましては、要保護、準要保護家庭の児童の保護者に対する就学援助費と小学校5校の特別支援学級に在籍する児童の保護者に対する就学奨励費がございます。就学援助費については、認定者数が準要保護児童423名、要保護児童36名の合計459名でございました。就学奨励費については、就学援助との重複児童等を除いた28名でございました。

続いて、本事業の特定財源でございますけれども、歳入番号1、決算書は35、36ページの下段、1節小学校費補助金にございます特別支援教育就学奨励費補助金27万5,000円を扶助費に充てており、補助率は2分の1でございます。

次に、資料の32ページ、教育活動充実事業費については、学力向上の補助教材、教科や総合的な学習の時間等で使う消耗品の購入費、教材備品の修繕料のほかピアノの調律代、プリンタの借上料及び教材備品の購入費などでございます。執行残については記載のとおりでございます。

続いて、33ページ、生きる力の育成事業費については、確かな学力や豊かな心などの生きる力の育成を目指し、各学校における教育研究活動を支援したものでございます。令和2年度は小谷小学校を研究推進校に指定し、寒川小学校、一之宮小学校及び南小学校を第2研究推進校に指定し、それぞれに応じた交付金を交付いたしました。なお、執行残については記載のとおりでございます。

次に、資料の34ページ、学校図書充実事業費でございますが、読書環境を整備するため小学校の図書館資料を購入した経費でございます。5校合計で848冊を購入いたしました。

下段の表をご覧くださいまして、特定財源でございますが、歳入番号1、まちづくり基金繰入金については、159万7,000円を備品購入費として図書購入費に充てております。

次に、35ページ、地域のせんせいふれあい推進事業費につきましては、地域の中で活躍する方を地域のせんせいとして講師に迎え、各教科や道徳、総合的な学習の時間及び補充学習などの教育活動の充実を図り、その方々への謝礼を支出いたしました。

次に、36ページの少人数学習推進事業費でございますが、各小学校で少人数学習を実施するための補充教員3名及び補充員2名分の報酬、期末勤勉手当、労働保険料及び通勤手当でございます。

次に、資料の37ページ、寒川にこここ学習推進事業費については、授業の補修学習、宿題の補助、学習の悩み相談など学習支援を行うために教材用消耗品の購入、インターネット利用料及び寒川にこここ学習運営委託料を支出いたしました。執行残については記載のとおりでございます。

次に、38ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費については、小学校臨時休業期間における食育支援といたしまして、就学援助準要保護世帯の当初認定を受けた児童の保護者へお米券を配布いたしました。

以上で、2校小学校費の説明を終わります。

次に、決算書の101ページから104ページ、3項中学校費に移りまして、1目学校管理費からご説明いたします。タブレット資料は39ページ、職員給与費をご覧ください。こちらは中学校に勤務する職員1

名分の学校用務補佐員の人件費でございます。他の2校については、学校用務補佐員として会計年度任用職員各1名を配置しております。

次に、40ページ、中学校運営管理経費でございますが、こちらは中学校3校の運営に必要な事務を行うための経費で、報酬と職員手当等は、会計年度任用職員である学校事務補佐員3名と学校用務補佐員2名の計5名の報酬と期末勤勉手当でございます。共済費及び旅費は、会計年度任用職員5名分の労働保険料、社会保険料、通勤手当でございます。需用費の消耗品費は、小学校と同様学校用務員、学校用務補佐員の作業用革手袋を購入したものでございます。役務費は、3中学校の電話料でございます、委託料は、中学校の学校事務補佐員3名の健康診断を委託して実施した費用でございます。使用料及び賃借料は、3中学校の電話機リース料でございます。執行残については記載のとおりでございます。

続いて、41ページ、中学校維持管理経費でございますが、需用費の消耗品費は、維持管理用のテープ等の購入費、光熱水費は、中学校3校分の電気料と上下水道料でございます。こちらの学校ごとの内訳につきましては、72ページに光熱水費の状況として載せておりますので、ご参照いただければと存じます。修繕料については、寒川東中学校屋上防水修繕、同校手洗い場修繕、寒川中学校視聴覚室床材修繕等計15件の修繕をいたしました。役務費については、浄化槽の点検、清掃手数料等や校舎など建物の火災保険料等でございます。委託料は、消防設備の保守点検、トイレや窓ガラスの清掃、学校警備、施設修繕などを委託して実施したものでございます。執行残については記載のとおりでございます。

続きまして、本事業の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は35、36ページの下段、2節中学校費補助金にございます学校保健特別対策事業費補助金471万円については、46万6,000円を修繕料に充ててございます。歳入番号2のまちづくり基金繰入金については、79万2,000円をこちらにも修繕料に充ててございます。

続いて、42ページ、中学校管理運営経費については、中学校の設備、備品の維持管理に係る経費でございます。主な内容は、小学校と同様でございますけれども、備品については、旭が丘中学校に防球ネットフェンス4台を購入いたしました。執行残については記載のとおりでございます。

こちらの特定財源でございますが、歳入番号1のまちづくり基金繰入金については、19万8,000円を備品購入費として防球ネットフェンス4台の購入費に充てております。

次に、43ページの健康管理経費については、小学校費と同様生徒の健康管理に要した経費でございます、主な内容についても同様でございます。

特定財源につきましては、歳入番号1として、決算書は35、36ページの下段、2節中学校費補助金にございます学校保健特別対策事業費補助金471万円のうち、20万6,000円を保健室用新型コロナウイルス感染症対策消耗品の購入に充当しております。補助率は2分の1でございます。歳入番号2のまちづくり基金繰入金については、10万5,000円を保健室用備品購入費として体重計及びベッドの購入費に充てております。

続いて、44ページの特別支援教育推進事業費については、中学校の特別支援学級に7名の補助員を配置いたしました。それらに伴う費用と教科等で使用する消耗品及び教材備品を購入したところでございます。なお、執行残については記載のとおりでございます。

続いて、特定財源でございますが、歳入番号1、まちづくり基金繰入金については、16万円を特別支

援学級用備品購入費として冷蔵庫、ミシン等の購入に充てております。

次に、45ページ、教育コンピュータ活用事業費については、こちらも各校にパソコン教室、特別支援学級用、校務用のパソコン、プリンタ、サーバー、プロジェクタ、実物投影機を配備しております。パソコンの配備台数につきましては、職員室に中学校3校で92台、パソコン教室に各校43台ずつの合計129台ございます。また特別支援学級用として各校1台ずつとなっております。中学校では、技術家庭科や総合的な学習の時間を中心にコンピュータの基本的操作や情報収集の方法のほか、プレゼンテーション等についても指導を行い、生徒の情報活用能力の育成を図っております。小学校費と同様令和2年度におきましては、GIGAスクール構想の実現に向けた校内LAN整備、電源工事に伴う設計委託料及び工事請負費、全生徒及び教職員用のタブレット端末機購入と充電保管庫の購入をいたしました。執行残については記載のとおりでございます。

続いて、特定財源でございますけれども、こちらも小学校費と同様となりますが、歳入番号1の公立学校情報機器整備費補助金3,558万40円については、GIGAスクール構想による生徒1人1台端末に対する補助で、補助率は3人に対して2台分とし、1台当たり4万5,000円が上限でございます。また、タブレット端末機持ち帰りに対応するためのWi-Fiルーターの購入費に充当しており、補助率については1台当たり1万円が上限でございます。歳入番号2の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金1,725万8,000円もGIGAスクール構想による校内LAN整備、電源工事に伴う工事請負費に充当し、補助率は2分の1以内でございます。歳入番号3の新型コロナウイルス感染症対策地方臨時交付金については、1,640万円を生徒用タブレット端末機の購入費に充当しております。歳入番号4、教育コンピュータ活用事業債については、3,540万円をGIGAスクール構想による校内LAN整備、電源工事に伴う工事請負費に充当してございます。

続いて、46ページの中学校施設改修事業費でございますが、生徒の安全安心、快適な学校生活のため中学校施設の改修工事等を実施するための事業費でございます。委託料につきましては、令和元年度からの繰越事業である中学校特別教室等空調設置工事の設計委託料、管理委託料でございます。工事請負費については、繰越事業の中学校特別教室等空調機設置工事及び現年度事業の寒川中学校消火配管更新工事、旭が丘中学校北棟・管理棟給水配管更新工事の関係でございます。執行残については記載のとおりでございます。

続いて、特定財源でございますが、歳入番号1の学校施設環境改善交付金につきましては、2,419万6,000円は、中学校特別教室等空調機設置工事の工事請負費に充当しております。歳入番号2、中学校施設改修事業債については、1億2,830万円を中学校特別教室等空調機設置工事及び同工事設計委託管理委託料に充当しております。

続いて、47ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費でございますが、小学校同様感染症対策のためのマスクや消毒液等の購入、臨時休業から学校が段階的に再開するための感染症3密対策、夏季休業短縮に伴う熱中症対策に伴う消耗品及び備品の購入の関係でございます。なお、こちらも小学校同様国の第3次補正予算を活用し、学校の教育活動継続に際して3密を回避し、生徒、教職員の感染症対策に必要な消耗品等の購入、及び子どもたちの学びの保障としての学習環境整備に係るテレビ等の備品購入については、翌年度に繰り越したものでございます。執行残については記載のとおりでございます。

て、本事業費の特定財源につきましては、歳入番号1の学校保健特別対策事業費補助金471万1,000円のうち、403万4,000円を新型コロナウイルス感染症対策消耗品及び備品購入費に充当しております。補助率は2分の1でございます。

次に、2目教育振興費に移ります。こちらも小学校費と共通しているところがございますので、特徴的なところを中心にご説明いたします。資料は48ページ、就学援助等事業費でございますが、内容は小学校と同様でございます。就学援助費については認定者数が、準要保護生徒222名、要保護生徒17名の合計239名ございました。また、就学奨励費については、就学援助との重複生徒等を除いた14名ございました。

特定財源でございますが、歳入番号1、特別支援教育就学奨励費補助金の10万1,000円を扶助費に充てておりまして、補助率については2分の1でございます。

次に、49ページ、教育活動充実事業費については、小学校とほぼ内容的には同じでございますけれども、異なるものとしましては、地区中学校体育連盟へ負担金を支出しております。特定財源につきましては、歳入番号1、株式配当金については、49万5,000円を旭が丘中学校のプラスバンド備品の購入費に充当しております。

続いて、50ページの生きる力の育成事業費でございますが、小学校と異なるものとしましては、進路指導に関わる交付金、部活動の振興を図るための補助金を支出いたしました。また、県委託事業の命を大切にすることを育む教育研究委託事業に寒川東中学校を指定し、交付金を支出いたしました。このほか研究重点校に旭が丘中学校を、また寒川中学校及び寒川東中学校を第2研究推進校に指定し、それぞれに交付金を交付しております。執行残については記載のとおりでございます。

続いて、特定財源でございますが、歳入番号1の命を大切にすることを育む教育研究事業委託金5万4,770円は、負担金補助及び交付金に充当しております。

次に、51ページ、学校図書充実事業費につきましては、小学校と同様に中学校図書館資料の購入費でありまして、3校合計で1,042冊を購入いたしました。本事業費の特定財源でございますが、歳入番号1のまちづくり基金繰入金については、175万7,000円を備品購入費の図書購入費に充てております。

続きまして、52ページの地域のせんせいふれあい推進事業費につきましては、中学校では小学校での活用例のほかに地域の方に部活動の指導をお願いして教育活動の充実を図りました。執行残については記載のとおりでございます。

続きまして、53ページ、少人数学習推進事業費については、各中学校で少人数学習を実施するための補充教員2名分の報酬、期末勤勉手当、労働保険料及び通勤手当でございます。

次に、資料の54ページ、寒川にこにこ学習推進事業費でございますが、こちらも小学校と同様授業の補修学習、宿題の補助、学習の悩み相談などの学習支援を行うための教材用消耗品の購入費及びその他にこにこ学習運営委託料として支出してございます。

以上で、3項中学校費の説明を終わります。ここで一旦ご説明を区切らせていただきまして、これまでの内容につきましてよろしくご審議のほどお願いいたします。

【岸本副委員長】 以上、小学校費、中学校費の説明が終わりました。タブレットでいうと22ページから54ページになっておりますので、そこまでの質疑をお受けいたします。質疑のある方はいらっしゃ

いますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、小学校、中学校両方あるんですけど、新型コロナウイルスの感染症対策というところで、いろいろ備品とか購入されたということですけど、これ以外に学校から要望があったものというのはちゃんと購入というか、手配はできたのか確認を取りたいと思います。

それと、就学援助のところなんですけど、これも小学校、中学校がありますけど、人数は分かりましたので、あと周知はどういうお知らせをしているのか確認を取りたいと思います。

それから、46ページの中学校施設の改修工事なんですけど、執行残のところ、説明の中では工事手法等の精査はしたということですけど、どういうふうに精査をして、執行残が出たのかという確認を取りたいと思います。

以上です。

【岸本副委員長】 小島課長。

【小島学校教育課長】 それでは1点目、新型コロナウイルス感染症に対する対策に関して様々購入したのに関して、学校の要望に応えることができたのかという質問についてお答えさせていただきます。基本的には昨年度国の補助金というところも何度かありまして、その都度学校では新たな新型コロナウイルスへの対応ということで、見えなかった部分や困っていた部分がありましたので、消毒のものがあつたほうがいいとか、体温を計る非接触型の体温計が欲しいとか、あるいは先ほど説明にもありました密にならないように学習を進めるための教材、教具等が必要というようなところで、様々な要望がありました。なるべく学校の要望をその都度聞きながら、そこで購入するようにはいたしました。全てにおいて学校の要望をかなえるということではできなかった部分も若干ありますけども、おおむね学校の要望したものに関しては応えることができていると考えております。

以上です。

【岸本副委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 それでは、2点目の就学援助の周知の関係でございます。例年就学援助のPRにつきましては、「広報さむかわ」への掲載及び町ホームページへの掲載のほか、当時は所管課が学校教育課でありましたけども、学校教育課のカウンターに案内チラシを備え付けたり、あとそのほかといたしましては、児童扶養手当受給者の現況届の際に、当時の保育・青少年課を通じて案内チラシを8月の時期に配布したり、また、10月から12月に例年行っております就学時健康診断の際に保護者の方に説明チラシを配布したり、また、学校を通じて進級時にチラシの配布ということで、児童生徒に制度のご案内のチラシを配布するといったような形で周知を行っております。

以上です。

【岸本副委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 工事の執行残の主な要因はというところでございます。こちらについては、配管工事に主に素材の見直しの部分でございます。こちらは工事予算をつけていただきまして、その後学校とよく相談しまして、配管は露出する部分もございまして、その色ですとか、見栄え、それを損なわずに、ある程度配管の材料をより費用対効果の高いものに見直した結果でございます。

以上です。

【岸本副委員長】 山田委員。

【山田委員】 コロナ感染対策なんですけど、ある程度対応できたということで、実際でもまだ要望に応えられないところがあったというところなんですけど、これに関して学校の要望、感染対策はやっぱり重要なので、しっかりと対応していただきたいと思います。

あと、就学援助に関しては了解しました。

あと、それと施設改修の工事後の配管工事の素材を変更したりしたということなんですけど、これに関して耐用年数というのかな、実際以前旭小学校で配管が凍結して使えなくなったということもありましたけど、そういうところは安心して使えるということでもよろしいんでしょうかね。確認を取ります。

【岸本副委員長】 小島課長。

【小島学校教育課長】 それでは、1点目の新型コロナウイルス対策の部分ですが、委員もおっしゃられますように、まだまだ新型コロナウイルスの感染というところは収束が見えない状況の中では、学校は児童生徒の生命の安全安心を守るために、対策をこれからも取っていかねばいけないところもありますので、今後も学校の要望を聞きながら、きちんとそこに対応してまいりたいと思います。また、先ほど言葉が足りておりませんでした、学校からの要望だけでなく、教育委員会としても、学校に対策のための様々な用品が必要というものも配備しておりますので、とにかく先ほど申し上げたような児童生徒の安心安全を確保するよう今後も努めてまいります。

以上です。

【岸本副委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 その材料の変更については、当然生徒の安全安心、そして学校の安定運営に支障がないような素材設定をしております。そこはしっかりとしたものを使っておりますので大丈夫です。

以上です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 先ほどは大変失礼いたしました。初めて聞くかのように聞いてください。お願いいたします。

令和2年度予算の中で質問させてください。コンピュータ活用事業についてなのですが、その中においてタブレットの準備という1人1つずつの準備は、寒川町は近隣に比べてとても早いと思いました。ただ、GIGAスクール構想の中の実際のカリキュラムについての準備などは行ったのか教えてください。

【岸本副委員長】 押味指導主事。

【押味指導主事】 実際カリキュラムのところについて何かあったかというご質問についてご回答させていただきます。GIGAスクールにおけますタブレット端末なんですけども、主たる目的としましては、主体的で対話的で深い学びの授業改善に向けて、より効果的にタブレット、ICT機器を効果的に活用する、活用できるということが1つ大きな目標となっております。ですので、授業改善を行うた

めの1つのツールとして、タブレットをその授業の中でより有効的に活用していくということが、タブレット端末の導入の大きな目的となっております。ですので、今ご質問がありましたカリキュラム自体を何か大きく変更したりとか、変わるということではなくて、その内容ですね。各教科の目標に迫るためにICT機器を1つの道具として効果的に活用するといったところが1つの目的となっております。ですので、そちらにつきましては、先ほど課長より説明がありましたICT担当者会とか、研修会等で各教職員の先生方にもその目的はしっかりと伝えさせていただいているところでございます。

以上でございます。

【岸本副委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 ありがとうございます。校内でも使用されているというのも、子どもたちから、近所のお母様方からも話は聞いています。タブレットで、学年によってその授業での使用の仕方が違うと思うんですけども、模写をするときに実際の写真を見て、それをまねして描いたりとか、あとお聞きしたのが、自分の名前を入力してみたりとか、そういうことも、今おっしゃったように、タブレットを使うに当たっての基礎の部分を学校ではなさっているんだと思います。ただ、先週金曜日に、ある学校なんですけども、寒川の学校が全部というわけではないんですけども、私に関しては、中学生というよりも小学生のお話をしているんですが、金曜日に持ち帰りをして、それで初めてそこで自宅でWi-Fiがつながるかどうかの確認をしたというお話を聞いたんですね。もちろん確認するということはとても大切なことですし、しなければならぬとは思いますが、ただ、お母様方のお気持ちにしてみると、今緊急事態宣言が出ているので、給食を食べて自宅に帰るといった授業の進め方をされている中で、午後の過ごし方も結局どうしていいのか持て余してしまうようなんですね。となると、感染症予防対策のために密を避けるために自宅へ帰るといったのは、もちろん正しいことなのかもしれませんが、そうすると、そういう時こそタブレットを使って自宅でも勉強というか、学びができるほうがいいのではないかなと個人的に私も思いました。

校内でも使っていっちゃるということなんですけども、それが聞くところによると、学年ごと、各クラスによっても、進め方というか、使い方がちょっと違うというのが、やっぱりお母様方してみると、いろいろ子どもは一人一人個性が違いますので、理解の仕方とかももちろん違うのは分かっていますが、ある程度の授業、勉強、学力の持っていく方をどういう形で学校は進めていくのかなという疑問があるようです。そうしますと、町としては、先ほども私聞いてしまいましたが、カリキュラムということよりも、全体的な形をつくってくださっているとは思いますが、実際的に子どもが学力を伸ばすために町としては、今後どのようにしていくのかなというのが気になりますので、もし今ありましたら、教えてください。

【岸本副委員長】 令和2年度にそのようなことを考えていたかということ、コロナ禍を想定してのということの決算に絡めての回答でよろしいので、お願いいたします。

押味指導主事。

【押味指導主事】 今ご意見いただきました件についてご回答させていただきます。いろいろとありがとうございます。まず、タブレットの活用なんですけど、各クラスによってその活用の差があるといったところについてなんですけど、まず町教育委員会としましても、教職員の先生方の研修体制というも

のを1つ大事に取り組んでいるところでございます。昨年急な変化によりまして、段階的にタブレットが入る予定だったんですけども、急に前倒しになりました。ですので、そういったところを踏まえまして、職員の方々が、タブレットが入ってきて、なかなか使えないということでは困りますので、どういったら活用してもらえるかというところの視点を大事に取り組んできております。ですので、基本的にICT担当者が各月ごとにあるんですけども、そういったところで委員会の考えていることと、あと学校さんが今どういう感じでタブレットに対して認識を持たれているかというところの情報共有をかなり密に行っております。それらを踏まえまして、委員会としても現状を見据えまして、学校としては、そういったものが入ってきたといったところで、しっかりと研修を行ってほしいといったところと、あとは先生方によってかなり差が生じているということも事実なんです。ですので、そのところで端末の基本的な研修、そういったものをしっかりと行うというところをまず念頭に置いて取り組んでいるところでございます。

また、先ほどの学力を伸ばすといった点についてなんですけども、今後についてということもあるんですけども、端末なんですけども、先ほどお伝えさせていただいたとおり、授業改善の1つのツールとして端末を活用するという大きな目標があります。ですので、より効果的に授業の中で活用していくためにはといった視点も考えていかななくてはなりません。ですので、そこにつきましては、町の教育研究課題部会、授業づくり研究課題部会というのをごさまして、そこについて基本的なものだけじゃなくて、授業で活用していったらこのような成果が表れていないかというような取組も今年度開催しているところでございます。

また、タブレットの端末の中身なんですけども、授業支援ツールというものを入れています。ですので、授業支援ツールというのがロイロノートを寒川は入れているんですけども、特徴がありまして、思考、判断、表現、これは全国的に課題としている点なんです。町としても、思考、判断、表現、考えて表現するというのは1つ課題になるんですが、そういったところを補えるような授業支援ソフトを入れています。ですので、そういったところで、そのような力を本町としても伸ばしていくことができたかと考えているところでございます。

以上でございます。

【岸本副委員長】 小島課長。

【小島学校教育課長】 若干補足させていただきます。令和2年度の決算を中心というお話ですので、令和2年度は、今担当指導主事からも話がありましたように、まずは年度内に導入をすることが、正直精いっぱいなところもありまして、ただ、それにしても何とか年度内に活用をということを考えて、2月と3月で活用してもらおうようになりました。そして今年度に至っているわけですけども、その中で今申し上げたように、授業改善のツールとして生かしていきたい、教室の中での対面、あるいは教師と児童生徒、あるいは児童生徒同士の触れ合う中での教育といったことが大変重要だと考えております。その中でいかにタブレットを活用していくかといったところを令和2年度はいかにそこを深めていくかということを考えておりました。

一方で、新型コロナウイルスの感染が収まってこない場合には、持ち帰りを考えていかなければいけないとも思っておりました。なかなか感染が見えない中では、そこも前倒しの様に早期に持ち帰って活用

していくというところも、今後は考えていかなければいけない、そこも今検討すべき課題の大きな1つになってきております。

以上です。

【岸本副委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 ありがとうございます。コロナがこんなになるということは誰も分からなかったことだと思いますが、いつ収まるかもまだ分からない中、子どもたちの成長はどんどん進んでいきますので、コロナだからこそ今やるべきことというか、タブレットの活用がすごく重要だと思います。今まさに使う時だと思いますので、引き続き子どもたちのためにどうぞよろしく願いいたします。

【岸本副委員長】 何か回答があれば。

小島課長。

【小島学校教育課長】 先ほども申し上げましたように、GIGAスクール構想、タブレット端末といったところは、児童生徒のためにどう活用されていくかというところは注目されているところですので、委員おっしゃられたように、今後もそこがしっかり活用できるように、学校をきちっと教育委員会も指導、そしてうまく進めていけるように研修等を深めていきたいと思います。

以上です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、2点ほどお伺いしたいと思います。まず、小学校費、中学校費両方にまたがってはいるんですが、にこにこ学習推進事業費の関係でお伺いしたいと思います。令和2年度にはどのような成果があったか、回数が減っていることは、こちらの資料で分かるんですが、その成果、それとコロナ禍でどのような形で運営したか、また、できたのか、工夫した点、そういったところをお伺いしたいと思います。

それともう一点なんですが、49ページの教育活動充実事業費です。その中に、負担金ということで中体連への負担金ということでご説明があったと思いますが、中学生のスポーツ活動に対する負担金だと思います。コロナ禍の中で大会の、要はスケジュール的な部分で全てが開催できたのか、また、そういった課題というのが見えたのかというところをお伺いしたいと思います。

【岸本副委員長】 小島課長。

【小島学校教育課長】 それでは、まず初めに、にこにこ学習会についてご質問を受けた部分についてお答えさせていただきます。令和2年度は、町民センターの指定管理者に委託しながら進めてまいりました。もともと学校教育課で事の初めは取り組んできた部分がありまして、そのときをお願いしていた講師の方々が、引き続き児童、それから生徒の指導、指導といえますか、むしろ子どもたちがこうしたことを学びたいということを持ち寄ってきて、そこに関して助言とか指導してあげる形を取ってまいりましたが、そのような形で進めてまいりました。

塾とは違って、どんどん教え込むという形よりは、子どもたちがふだん学校で学んでいること、それからあと、その日の宿題であるもの、それからあとは自分が弱いと思うような課題等を持ってきて、そこを教わるというところがありましたので、何かを教え込まれるというよりは、自分自らこうしたこ

とを学びたい、それについて教えてほしいという、そういう子どもたちの前向きな姿勢は、にこにこ学習会の中ではとれていたのではないかなと思います。

新型コロナウイルスの関係がありまして、年度当初は開催を控えたところもありますけども、子どもたちのニーズもありましたので、なるべく密にならないように、広い部屋で間隔を置きながら指導するというような工夫をしてみいました。

あと、若干タブレット等も用意しまして、それぞれGIGAスクール構想よりも先んじてタブレットを入れるようなところもありましたけども、台数はそんなに多くはなかったんですけども、時に待っている児童生徒がそうしたものを活用するといったような学習も取っておりました。

それから2点目に関しまして、今度は中体連の負担金からつながる中学校の運動部等の体育的行事の部分に関しての答えをさせていただきます。昨年度は、コロナの関係があつて、多くの大会であるとか、それから練習試合、それから校外での試合等、運動部に関してですけど、そうした活動というのは、残念ながらできない状況がありました。特に卒業年度を迎えていた生徒にとっては、本当に残念なことになったんですが、それでも卒業の前の、いわゆる地区大会的なものは少しでもやってほしいということで、感染対策を十分練りながら、茅ヶ崎・寒川地区で工夫を凝らして卒業に向けた、小さな大会ではありますが、あるいは試合ではありますが、行っておりました。

上部団体の総合体育大会等に関しましては、全体的に中止というような判断になりましたので、そういった意味では、卒業年度を迎えた特に3年生の運動部の試合とか練習は十分できなかったというところは課題として挙げられたかと思えます。

以上です。

【岸本副委員長】 山上委員。

【山上委員】 ご答弁ありがとうございます。それでは、まず、にこにこ学習推進事業費の関係なんですが、こちらは、たしか2年度で終了ということを予算時にお伺いしているんですが、目的を達成したというこの理解なのか、またほかに違ったあれがあるからというところの考え方なのかをお伺いしたいと思います。

それと、先ほどの中体連のスポーツ大会の関係というところで、確かに令和2年度については、私はバスケットボールの関係で湘南地区の役員をやっているんですが、フェスティバルという湘南地区の各市町の大会、行事をやっているんですが、こちらの寒川総合体育館をずっと使っていたんですが、やはりできなかった、コロナの関係で。密になってしまう、保護者の方がみんな集まってしまうとできないというところがありましたので、町の単位の中でそういったことをやっていただけたというところで、ありがたいなと思っております。また、今年もそういった時期が近づいてきていますので、またこれから考えていかなければいけないと思っていますので、スポーツは、やっぱり子どもたちの精神的な部分でいろいろと育てる位置づけにあると思いますので、ぜひとも皆さんのお力で感染症対策をした中で、スポーツ大会を開けるようにご努力をお願いしたいと思います。

じゃ、1点目だけお答えいただければと思います。

【岸本副委員長】 小島課長。

【小島学校教育課長】 それでは、1点目のにこにこ学習会についてお答えさせていただきます。委

員おっしゃるように、令和2年度でにこにこ学習会は閉所という形を取らせていただいております。この背景としましては、町の総合計画の策定を進める中で、教育委員会として事業の精選、整理、そして今後に向けたどういった事業を持っていくべきかといった判断の中で、にこにこ学習会に関しましては、事業としては中止ということの判断をいたしました。もう一つの理由としましては、町内に、全く同じではないんですが、似たような形の児童生徒の学習をフォローするような活動がありましたので、うまくそちらと統合というんでしょうか、まとまっていくことが進められていければなというようなところを考えた中でこのような判断をいたしました。

以上です。

【岸本副委員長】 山上委員。

【山上委員】 分かりました。総合計画において、精査という言葉が正しいかどうか分からないんですが、そのような形だと、それとあと、町内に同じような形でこのところが今お話にあったんですが、ぜひとも教育委員会でそちらに支援をしていただきたいと思います。町が撤退した事業という形であれば、そこを補ってくれるところがあるのであれば、やはり教育委員会としてバックアップしていく、そういった態勢をぜひとも取っていただきたいと思います。

それと、にこにこ学習推進事業というのを2年度で閉じるというところで、例えば当事者、または保護者から、続けてもらいたいというような要望があったかどうか、最後にお聞かせねがいたいと思います。

【岸本副委員長】 小島課長。

【小島学校教育課長】 まず、にこにこ学習会の前半の部分に関しましては、関係団体ともお話をする機会がありますので、その際になるべくそうしたところを事業継承していただけるかどうかということのを伺いながらも、話を出していきたいと思っております。

後半の保護者や児童生徒からの声があったかということに関しましては、学校教育課には特にお声はありませんでした。講師の方のところにも伺っても、一定理解はしてもらえたというようなお話を聞いておまして、特に引き続きといった大きな声があったとは伺っておりません。

以上です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 それでは、主要なところを各委員さんが聞いてくださっていたので、私からは、大きく言ってしまうと1点なんですけれども、いろんなところに関連しますので、答え方はお任せしますが、最初、72分の23ページ、資料ですね。小学校維持管理経費のところなんですけど、今年度の全体的に修繕であったり、委託費の見直しであったり、工事請負費であったり、これは随分今年いろんなところで見直しであったりとかがされていて、非常に積極的に見直しを図られたような印象を受けます。手洗い場の修繕であったりとかも、法定点検の修繕はもちろんそうなんですけども、自主的にというか、見直しを図っていただけるように感じましたので、これを行った経緯じゃないですけど、今コロナ禍で通常の営業はできない会社なんかは、今この間に一気に使っていない施設の見直しなんかを図っていますから、そういった事情があったのか、そういった観点でもし事情があればご説明いただきたいと思います。

ます。

もう一点なんですけど、小学校の用地購入の件がございました。買えてよかったなと思いますし、ここは相手があることですので、金額に関してはあれですけども、あとどれぐらい残っているのかなというところだけ、もう一度確認をしていきたいなと思います。お願いします。

【岸本副委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 こちらについて、維持管理経費、修繕費、委託料、それぞれ見直しがあったということで、ご質問があったとおり、それぞれ見直しを積極的に進めたところがございます。こちらについては、これまで教育施設給食課ができて3年目になりますけども、これまでどうしても予防的修繕であったり、そういったところが、最低限の部分はしっかりやっていたのですけれども、積み残しと言える部分も少なからずありました。そこを徐々にやっていった結果、今まで見直し、なかなか行き届かなかった部分、そこについても手をつけることができてきて、なるべく費用対効果が高い方法であったり、そういったところに着手することができたという結果でございます。ここにも書いてございますけれども、エレベーターの維持管理なんかも、いわゆる昔はメーカー系列のところを採用していたけれども、今法改正、規制緩和等もあったのを受けて、そういったところもエレベーターの安全を保つ上で差し支えないしというところも研究して、そういった変更をかけていったところがございます。

続きまして、2点目の用地ですけども、小・中合わせまして、あと寒川小学校に1名2筆用地が残っております。面積についてはあと2筆、1筆ずつお話ししますと、827平米と343平米残っております。こちらも順次買取りを進めていきたいというところがございます。

以上です。

【岸本副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 ありがとうございます。見直しをかけるという姿勢はぜひ今後もやってください。また、中学校のところは、あと1名2筆あるというところですけど、それも相手もいることですから、ただ、買わない限りは永遠に払い続けるお金ですので、こちらも積極的に引き続きご検討いただきたいなと思います。ありがとうございます。特に回答は結構です。

【岸本副委員長】 それでは、ここで小学校費、中学校費の質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。11時15分に再開いたします。

【岸本副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これからは社会教育費、保健体育費に入ります。執行部からの説明を求めます。

高橋課長。

【高橋教育政策課長】 それでは、決算書の101ページから106ページ、4項社会教育費でございます。まず1目社会教育総務費からご説明いたします。資料は55ページ、職員給与費をご覧ください。こちらは教育総務課社会教育担当の職員3名分の人件費でございます。

次に、資料の56ページ、社会教育委員活動事業費でございますが、社会教育法及び寒川町社会教育委員条例に基づいて配置しております社会教育委員の活動費でございます。主な経費は、社会教育委員への報酬、県社会教育委員連絡協議会研修会、地区研究会等への参加旅費、神奈川県社会教育委員連絡協

議会への負担金でございます。なお、令和2年度は、コロナ禍の影響によりまして、予定していた会議回数を変更したことや県の研修会、地区研究会などが全て書面開催に変更となったことから、報酬、旅費及び負担金補助及び交付金に執行残が生じております。

続いて、資料の57ページ、社会教育総務事務経費につきましては、社会教育担当職員が会議や研修会等に出席のための普通旅費でありましたけれども、こちらも県の担当者研修会の中止ですとか、書面開催に変更したものが多く、執行残が生じております。

続きまして、58ページの社会教育関係団体活動支援事業費でございますが、社会教育活動を行う団体の支援を行うためのものございまして、町PTA連絡協議会及び町婦人会へ補助金を支出いたしました。なお、町婦人会につきましては、令和2年度は当初計画しておりました事業や活動を中止したものが多く、需用費の執行が補助金額に満たないとの実績報告書の提出を受けたことから、寒川町補助金の交付等に関する規則の規定に基づき補助額と実績額と差額の返還をお願いしたことによる執行残となります。

次に、2目文化財保護費でございます。資料は59ページをご覧ください。文化財保護事業費でございますが、文化財保護委員に関する費用と文化財保護活動を行うための事業費ございまして、文化財保護委員及び発掘遺物の整理や報告書の作成補助等に従事した会計年度任用職員への報酬のほか、報償費は、岡田にございます応神塚の発掘調査の指導者等への謝礼、旅費については、会計年度任用職員の通勤手当、需用費は、文化財記録保存に係る写真プリント代などの消耗品費でございます。委託料につきましては、応神塚保存のための調査や開発等に伴う埋蔵文化財の調査、塔の塚及び十三塚の草刈り清掃をそれぞれ行うためのもので、負担金補助及び交付金は、祭囃子保存会連合会に対する補助金でしたが、こちらも新型コロナウイルス感染症拡大のために活動ができなかったことから、実際の支出はございませんでした。

続いて、本事業費の特定財源でございます。歳入番号1の埋蔵文化財の補助金124万8,000円は、開発などに伴う埋蔵文化財保護のために行う発掘調査に係る経費に対する国の補助金でありまして、補助対象となる経費の2分の1の補助率で交付され、記載のとおり、報酬をはじめとする対象経費に充当しております。歳入番号2、市町村事業推進交付金については、対象の1つに埋蔵文化財事業があり、歳入番号1でご説明いたしました国庫補助事業に随伴する補助として41万6,000円が交付されたところでございます。こちらも報酬をはじめとする対象経費に充当しております。

次に、資料の60ページ、文化財学習センター事業費につきましては、一之宮小学校内にあって文化財の保管、整理、また保護、啓発を行っている文化財学習センターの運営管理のための経費でございます。報償費は、わらぞうりづくり教室の講師謝礼でありましたが、コロナ禍により中止となったため支出はございませんでした。また、需用費の消耗品費は、文化財学習センターの蛍光灯購入費などで、燃料費については暖房用の灯油代でございます。役務費は、電話及びインターネットの回線料でございます。委託料については、センターの警備及び清掃に係る委託料で、使用料及び賃借料は、センターで使用するコピー機の借上料でございます。

続いて、61ページの文化財学習センター維持管理経費でございますが、文化財学習センター施設の維持管理に要した経費ございまして、役務費は、施設の火災保険料でございます。

次に、3目公民館費に移ります。資料は62ページをご覧くださいと思います。町立公民館運営経費でございますけども、町民センター及び町公民館は、平成29年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用して公民館の管理運営の効率を図るとともに、町民サービスの充実を図られるよう指定管理者と連携し、公民館が社会教育の拠点としての役割が果たせるよう取り組んでおります。委託料につきましては、公民館の管理運営を行うための指定管理者へ支払う指定管理委託料でございます。なお、町民センター及び各公民館の令和2年度の状況といたしましては、昨年4月から6月の臨時休館や緊急事態宣言などにより、例年と比べ利用者が大幅に減少してしまったことは残念でありましたけども、利用者が少ない時期を活用してのトイレの洋式化の修繕など、利用者サービスの向上に向けた取組を行ったところでございます。

続きまして、資料の63ページ、町立公民館維持管理経費でございますが、町民センター及び各公民館施設の維持管理に要した経費でございます。需用費は、町民センターの屋上屋根修繕、直流電源装置修繕など修繕料、役務費は、各施設の火災保険料でございます。使用料及び賃借料は、北部文化福祉会館の駐車場用地の賃借料でございます。

続きまして、4目図書館費に移ります。資料は64ページをご覧くださいまして、総合図書館運営経費でございます。委託料につきましては、こちらも指定管理者へ支払う運営管理委託料でございます。なお、総合図書館の令和2年度の取組状況につきましては、公民館と同様に予定していた事業の中止、変更の影響によりまして来館者数や貸出冊数が減少した一方で、館内の感染拡大防止策として、閲覧席の椅子の数を減らしたり、学習室を入替制に変更したほか、対面でのイベントの代わりに館内の展示コーナーの充実を図ったところでございます。

次に、資料の65ページ、総合図書館維持管理経費でございますが、総合図書館施設の維持管理に要した経費でございます。需用費の修繕料として地下電気高圧引込部防水処理修繕、非常灯用蓄電池交換修繕等でございます。役務費は、施設の火災保険料、公有財産購入費については、総合図書館は神奈川県企業庁の地域振興施設等整備事業を活用し、企業庁から町が図書館施設を買い取る形となっているため、平成18年度から令和8年度までの償還計画に基づき令和2年度分を支出したものでございます。

以上で、4項社会教育費の説明を終わります。

続きまして、決算書の105ページから110ページの5項保健体育費2目体育施設費からご説明いたします。資料は66ページの学校体育施設開放事業費をご覧ください。こちらは、小・中学校の体育館、グラウンド、南小ふれあいホール、そして寒川及び旭が丘中学校の夜間照明施設の開放利用に係る事業費でございます。体育館鍵管理謝礼の報償費や需用費では、電子錠による管理に移行する準備としてカードキーを購入した消耗品費、光熱水費は、夜間照明の電気料、修繕料は、防球ネット修繕などを行ったものでございます。そして役務費では、施設の保険料を支出しております。委託料については、夜間照明機器の保守点検と校門の鍵管理委託に関するものでございます。使用料及び賃借料は、体育館清掃用具の借上料、原材料費では、グラウンド保守のための砂などを購入いたしました。なお、執行残については記載のとおりでございます。

続いて、本事業費の特定財源でございますが、歳入番号1の学校体育施設等開放使用料57万1,600円は、施設利用で利用者の方に納めていただいた使用料でございますが、緊急事態宣言を受けた事業休止

により減となっております。こちらは全額本事業費に充当しております。

次に、3目学校給食費でございます。資料は67ページの職員給与費をご覧ください。こちらは給食業務に従事する職員の人件費でございます。栄養職員につきましては、各小学校に1名ずつ配置されておりますけれども、うち2校につきましては、県費教職員が配置されております。

続きまして、資料の68ページ、学校給食総務経費につきましては、給食調理員を補佐し、また給食調理員の欠員や療養休暇等に対し、会計年度任用職員である給食調理補佐員を雇用して補充し、学校給食の提供を図るための経費でございます。報酬は、給食調理補佐員20名分の報酬、職員手当等はそのうち5名分の期末勤勉手当でございます。共済費及び旅費は、給食調理補佐員20名分の労働保険料、社会保険料と通勤手当でございます。委託料につきましては、給食調理補佐員14名の健康診断を委託して実施した費用でございます。なお、執行残については記載のとおりでございます。

続きまして、資料の69ページ、学校給食センター整備事業費につきましては、小・中学校合わせた安全安心でおいしい完全給食の実施を目指した学校給食センター整備のための調査研究、検討、設計を行うためのものがございます。報償費は、学校給食センター整備外部検討委員会委員の謝礼、旅費は、視察旅費等、需用費の消耗品費は、視察時の手土産代、食糧費については、視察時の給食試食代でございます。委託料については、前年度より繰り越した設計委託料となりますが、こちらについては、記載の繰越額を緊急事態宣言等の影響で令和3年度に事故繰越をしております。使用料及び賃借料は、視察時の有料道路通行料でございます。執行残については記載のとおりでございます。

次に、資料の70ページ、学校給食関係経費につきましては、小学校5校それぞれで行われている自校式給食の提供に要している経費でございます。報酬及び職員手当等については、事務補佐の会計年度任用職員1名に係るものがございます。旅費は、調理員、栄養士の受講する研修等への旅費及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。需用費では、給食提供に必要な食器及び消毒液、マスク等購入のための消耗品費、調理に係るガス代としての光熱水費、厨房機器等を修繕するための修繕料、児童、栄養士、調理員が着用する白衣等の被服費、役務費は、給食食材の検査手数料、委託料については、栄養士、調理員等に係る月2回の検便検査、厨房機器の保守点検、給食調理室の清掃及び害虫駆除をそれぞれ実施した委託料でございます。備品購入費は、配膳台の購入費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、緊急事態宣言等の影響を受けた家庭の負担軽減のため給食費を無償化したことによる各小学校の給食会計への負担金でございます。補償、補填及び賠償金については、感染症対策のための休校に伴う給食食材のキャンセル費用でございます。執行残については記載のとおりでございます。

続きまして、本経費の特定財源でございますけれども、歳入番号1、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金2,500万円を給食費無償化のための負担金に充ててございます。歳入番号2、学校保健特別対策事業費補助金944万3,000円のうち40万7,000円については、消耗品のうち夏季の調理業務に対応するための保冷ベストの購入費用に充ててございます。歳入番号3、学校臨時休業対策費補助金38万1,000円については、給食食材キャンセルに係る補助金でございます。記載の額を補償、補填及び賠償金に充ててございます。

以上で、5項保健体育費のご説明を終わります。

次に、説明資料の最後となりますけれども、71ページをご覧ください。教育委員会3課所管の歳入の一

般財源分についてご説明申し上げます。決算書は31、32ページの上段、14款使用料及び手数料1項使用料6目教育使用料1節小学校使用料の125万8,892円及び2節中学校使用料の77万5,029円は、行政財産使用料として学校に勤務する教職員から通勤自動車駐車使用料などとして納入されたものでございます。同じく3節社会教育使用料の6万3,381円は、こちらも行政財産使用料として町民センターなど社会教育施設における自動販売機設置等の使用料として設置者から納入されたものでございます。

次に、決算書は43、44ページの中段、17款財産収入2項財産売払収入1目物品売払収入1節物品売払収入の文化財刊行物売払収入2,400円は、冊子「寒川の文化財」の売上収入で、教育史刊行物については売上げがございませんでした。

次に、決算書の47、48ページ中段の21款諸収入4項雑入1目雑入7節教育費雑入の就学援助費等返納金2,640円については、過年度学校給食費の返納金で、同じく8節雑入のその他4万175円につきましては、水道料金の還付金及び旭が丘中学校及び寒川東中学校の公衆電話手数料でございます。なお、決算書に記載の額は、他課等の分も含んだ額となっております。

以上で、教育政策課、学校教育課、教育施設給食課所管の令和2年度決算のご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、2点お伺いします。まず、資料の69ページで、学校給食センターの整備事業費なんですけど、この中で外部検討委員会の会議を実施しなかったということなんですけど、これを実施しなくてもいろんな検討はされたのか、それとも全然検討してないで教育委員会の中だけで決めていったのかというのを確認を取りたいと思います。

それと、70ページなんですけど、修繕料がかなり安くなっていますけど、これに対して想定した修繕内容というのはどういうものを行ったのかお聞きします。

【岸本副委員長】 質問は2問でよろしいでしょうか。説明を求めます。

水越課長。

【水越教育施設給食課長】 まず、1つ目の外部検討委員会を実施しなくて大丈夫だったのかというところでございますけども、こちらでは予算をいただいて予定ということで組んでおりましたけど、おおむねその前年度、元年度中の検討でほとんどの検討を終えておりますので、結果的には開催しなくてよくなったというところでございます。ただ、検討の成果などについて外部委員さんには書面でお知らせするなどして情報の共有は図っております。

以上です。

【岸本副委員長】 井上主査。

【井上主査】 給食室の修繕に関してなんですけど、保守点検を年に2回行っておりまして、その中で判明した調理等に危険が伴うものということで、主なものでは、ガス炊飯器の修繕ですとか、食洗器の修繕、その他調理器具、皮むき器ですとか、保管庫ですとか、そういったものの修繕を実施しております。

以上となります。

【岸本副委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、検討会議はやらなかったけど情報の共有をしたということで、報告に関しては文教の委員会でもいろいろと報告は受けていますが、ここに関しては分かりました。それと修繕なんですけど、修繕しなきゃいけないものは全て修繕されたというところでよろしいのでしょうか。

【岸本副委員長】 水越課長。

【水越教育施設給食課長】 そのような必要な修繕は全て行いましたので、給食提供に影響のないようになっています。

以上です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 1点聞かせていただきたいと思います。説明資料72分の71ページの歳入のところなんですけども、文化財刊行物売払収入及び教育史刊行物売払収入のところ、特に教育史に関してはゼロになってはおるんですが、もちろんこれは令和2年度ベストセラーを目指したようなものではないことは十分理解しておるところなんですけれども、この数字の背景をお聞かせいただけますでしょうか。

【岸本副委員長】 高橋課長。

【高橋教育政策課長】 まず、ご説明申し上げた寒川の文化財の売上げ2,400円というところなんですけども、これは実際1冊200円ということになりますので、12冊売上げがあったということでございます。その前の年の令和元年度については、3,600円の収入がありましたので、冊数としては少し減少してしまっているということでございますけども、こちらについては、担当も事あるごとにこういった寒川の文化財には冊子があるというようなご案内をその都度させていただいて、直接窓口にお買い求めになれる方もいらっしゃいますし、特に例えばなんですけども、岡田の縄文遺跡の関係で、タウンニュースさん等のそういうマスコミで取り上げられた直後などは、ご興味を持っていらっしゃる方がかなり遠方からでも直接こちらに来ていただいて、ご説明さしあげる中でお買い求めいただくというケースもありますので、どれだけ知っていただくかによってかなり売上げの変動幅があるのかなと認識しておりますので、こちらについては引き続き知っていただくという意味で取り組んでいきたいと思っております。

私からは以上です。

【岸本副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 私も何冊か持っています。内容も実は結構あれを読んでも、面白いものなので、販路拡大ではないんですけど、せっかく作っているものですし、寒川のことを知ってもらいたいですし、もうちょっといろんところでアピールというか、していただければなと思います。作るのにも人の手がかかっているわけですし、有用に活用していただければなと思うところです。特に回答は、先ほどのもので結構です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なきようであれば、ここで質疑を打ち切ります。

ここで教育委員会の教育政策課、学校教育課、教育施設給食課の審査を終わります。ご苦労さまでし

た。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

教育委員会が終わりました。これで全ての審議が終了いたしました。ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。大体流れ的にも毎年の流れと同じ形で追いつきましたので、本当に委員の皆さんにはご苦勞をおかけしましたけども、感謝を申し上げます。

それで、これから総括質疑の通告という方向になりますけども、本日のこれから先の流れについて事務局から説明していただいて、あと細かく皆さんと相談しながら一つ一つ決めていきたいなと思いますので、まずは事務局から本日のこれから先の流れについての説明をお願いいたします。

亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、この後の進め方につきましてご説明させていただきます。この後、総括質疑から討論、採決という流れになりますが、総括質疑、討論、採決につきましては、予定どおり21日に行いたいと思います。また、この後委員の皆様には総括質疑の要旨をご提出していただきますが、要旨の提出の締切り時間についてご協議をいただきたいと思います。

以上です。

【関口委員長】 それでは、これからお昼を頂きながらも含めて、総括の通告をお願いしたいと思いますけども、どのくらいの時間を取ったらよろしいでしょうか。お昼も含めてこれから何時までに通告ができるか。

山田委員。

【山田委員】 2時半ぐらいでどうでしょうか。

【関口委員長】 2時半でいいですか。

山上委員、どうですか。

【山上委員】 大丈夫です。

【関口委員長】 吉田委員、どうですか。

【吉田委員】 大丈夫です。

【関口委員長】 茂内委員、どうですか。

【茂内委員】 大丈夫です。

【関口委員長】 それでは、これからお昼休みも含めて2時半までに通告をお願いいたします。通告をしていただいた後に皆さんにお集まりいただきたいと思います。通告していただいて、3時から特別委員会を再開いたしたいと思いますので、お集まりをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口委員長】 では、そのような流れで参ります。それから総括の順番につきましては、通告順という形でいきたいなと思いますので、それは最終的には事務局と相談しながら決めていきたいなと思いますので、その辺はご承知おきいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それと合わせて、その間ちょっと時間がありますので、副委員長を中心に最終日の本会議場での討論

について、どのようにするか相談しておいていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。21日の当委員会最終日につきましては、また3時に集まっていたときに21日の流れについてはまた事務局から説明していただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これまでのところで何か皆様質問がありましたら、お伺ひしますが。

茂内委員。

【茂内委員】 副委員長にご相談するのは、アポという形でなくてもそのまま……。

【岸本副委員長】 大丈夫です。

【茂内委員】 分かりました。

【関口委員長】 それでは、2時半までに通告をお願ひして、3時に当委員会を再開いたしますので、よろしくお願ひします。

それまでの間暫時休憩といたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

午前中に全ての質疑を終了いたしました。これから21日の最終日、最終日と言ったら、決算特別委員会の最終日になりますが、ここで総括質疑を皆さんにやっていただきますけども、総括質疑の通告を皆さんにお願ひいたしました。2時半までに各委員さんから通告していただきました。ありがとうございます。4名の委員さんから通告をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この通告の順番どおりに総括質疑を進めていきたいと思ひますけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、通告の順番を発表させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

通告順位の1番に大志会の山上議員、それから通告順位2番に立憲さむかわの茂内議員、それから通告3番に日本共産党山田議員、通告4番にさむかわ自民党吉田議員、この順番で総括質疑を行っていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、これが終わりましたら、すぐに執行部にも通告が告知されますので、そうしましたら、どうか今日と明日を含めて、しっかりと執行部との調整を進めていただきたいなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局の次長から21日の流れを委員の皆様にお伝え願ひたいと思ひますけども、よろしくお願ひいたします。

亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、21日の流れについてご説明させていただきます。21日は、朝9時に一度お集まりいただきまして、決算特別委員会を開会させていただきます。その後1時間置いて、午前10時から総括質疑に入ってまいりたいと思ひます。そのような進め方でよろしくお願ひいたします。

また、執行部との調整ですが、場所につきましては、後ほど事務局からL o G oチャットでお伝えしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

【関口委員長】 それでは、21日につきましては、そのような流れで進めてまいりますので、朝9時

にお集まり願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それではもう一つ、本会議の最終日に行います討論について、副委員長から、どなたが行うのか、もし決まっていたら、また、これは今日でなくてもいいかもしれませんが、いずれにしても21日に決めればいいことだと思いますけども、発表というよりも進めていただきたいということで、その辺の調整をお願いします。

副委員長。

【岸本副委員長】 最終日に討論、そして採決がございますが、討論のある方は21日までに討論の通告をしていただきまして、当日の反対、賛成の討論をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

【関口委員長】 それでは、4日間にわたって本当にご苦労さまでした。あとは総括、それから討論、採決と残っておりますけども、21日の午前9時にお集まりいただいて、そして執行部に対する総括質疑を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は4日目の審議ご苦労さまでございました。

以上で、決算特別委員会4日目を終了といたします。大変にありがとうございました。ご苦労さまでした。

午後3時03分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 3年11月26日

委員長 関 口 光 男